

大阪市里親支援センター運営事業者募集における質問回答

No	質問	回答
1	実際フォスタリング機関の委託料と同じ程度の事業費を出してもらえるのですか？（加算をどれだけつけるかにもよるとは思いますが）	里親支援センターの運営経費については、別紙6「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定められている基準のとおりです。 また加算については、別紙3、別紙4、別紙5、別紙7の通知のとおりです。 参考に別紙のとおり基準単価をまとめましたのでご参照ください。
2	里親支援センターに「4に掲げる業務を実施した延べ日数」に該当する場合は家庭支援専門相談員を配置できると書かれていますが、通常の里親支援業務の内容と重なる部分もあり、、重なっている配置できるのですか？（里親になろうとする者の開拓、養子縁組の援助 等）	家庭支援専門相談員の配置及び従事する業務について、職員加算の要件を満たしたうえで当該職員配置の事実があれば措置費の加算が行われます。
3	在宅指導措置委託 月額109,000円を教えてください。	里親支援センターの運営業務には発生しません。
4	在宅指導措置委託とはどういった内容のものなのか。また単価について1件あたりとあるが、月ごとに件数が変更されるようなものなのか	里親支援センターの運営業務には発生しません。
5	里親支援センターを受託した後、万が一センターを閉じなければならなくなった場合のペナルティや、決まりはあるのか	開設にあたり、「大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金」を活用された場合、当該補助金の用途が処分制限期間のある物件の整備に活用された場合、当該期間経過前に処分（閉鎖）される場合は補助金の返還を求めます。 また、閉鎖することとなった場合は、保有する個人情報等を本市に対して適切に引き継いでいただく必要があるため、閉鎖については検討段階からご相談いただく必要があります。
6	設備について、賃借料が発生する可能性もあるがその支弁は可能なのか、また上限は決まっているのか	里親支援センターの実施のために、物件を賃貸する場合は当該物件借り上げに要する経費を賃借費加算として措置費で支弁します。 上限については、設置場所の周辺相場を勘案した上決定することとなるため、設置の検討段階から相談を行ってください。
7	休日・夜間支援体制強化について、里親等支援員を1名追加とあるが、常勤・非常勤は問わないのか。 また、同じ法人内の宿直職員に委託し、里親等支援員に連絡を繋ぐということは可能か	措置費加算の要件となる職員の加配については、常勤（又は常勤的非常勤）の配置が必要です。 休日・夜間支援体制強化による職員を配置したうえで、里親支援センター休業時間における対応を同じ法人内の別職員に委託することは可能です。
8	里親支援センターでの『保育の措置における事務費・事業費』とは具体的にはどのような内容のものがあるのか	里親支援センターの運営業務には発生しません。
9	第三者評価の実施は絶対か	3年に1回以上の第三者評価受検が必須です。
10	里親支援センターには、他の児童養護施設にあるような、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費はないのか	措置費の積算については、お示ししている事務費のみとなり、里親支援センターの運営には民間施設給与等改善費他の加算は該当しません。
11	年に1回、指導監査は実施されるのか	他の施設同様、年1回の指導監査を実施予定です。

大阪市里親支援センター運営事業者募集における質問回答

No	質問	回答
12	業務実施にあたっての留意事項に記載されているが、里親委託率向上と、3歳未満児を委託できる里親の開拓と育成に特に注力していくが、委託可能な里親の数や児童の委託数が結果として増えない場合（不調も含め、現在より減少した場合も含め）、指導的なことが行われるのか	「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」に記載のとおり、フォスタリング業務は児童相談所の一貫した責任体制の下に行う必要があります。指導ではありませんが、こども相談センターと常に連携・協力して、里親委託の推進に主体的に取り組んでいただく必要があります。
13	事業実施区域ごとに数値目標は設定されるのか	設定しません。（区域をまたがって委託することがあるため）
14	特別養子縁組前提の里親子の支援、また自立支援について一貫した永続的な支援を実施するために、措置解除後もアフターフォローをするに当たっての支弁はあるのか	措置費の支弁については、お示ししている事務費のみとなります。
15	登録里親数について、養子縁組前提里親が申し立て成立後は、どのような扱いにあるのかまた養育里親の登録が切れるまでは（更新すれば引き続き）登録里親という扱いなのか	特別養子縁組が成立した後も、2人目の縁組を希望する方、養育里親として活動を希望する方もいます。里親に意向を確認し、辞退届が提出されれば、登録を消除することになります。
16	登録里親世帯数60世帯に達した上で、更に20世帯ごとに里親等支援員を1名配置できるが、いつ時点（例えば4月1日時点）の登録数と決まっているのか、随時なのかまた年度によって登録里親に増減があると思うが、20家庭を割った場合は、+αの職員配置はどうなるのか	毎年4月1日時点の状況に基づき加算職員申請を基に、措置費の加算認定を行います。加算職員の退職など減員となった場合、加算はなくなります。また、年度途中で登録世帯数が増加した際は、当該月の翌月分から変更可能、減少があり要件を満たさなくなった際は翌年4月まで見直しは行いません。
17	大阪市が市町村連携事業を実施する予定がない理由（市町村連携職員を不要とする）は何故か	都道府県においては、管内に別の自治体である市町村がありますが、大阪市は区役所も含め同一の自治体という認識であり、区役所は同じ大阪市の行政機関であるため、市町村連携事業は実施しません。
18	里親支援センターの開設にあたり、「大阪市児童養護施設等の生活向上のための環境整備改善事業補助金」をホームページ作成費用等のソフト面に利用することは可能か	当該補助金は備品等購入及び必要な改修に活用できる補助金であるため、ホームページ作成費用などの委託料には充当できません。
19	設置運営について④-ア 里親等又は里親経験等を有する者の中から……とあるが、そのような経験がない者が、相談・援助の求めに応じた派遣（家事援助）に対応することは可能か。また、その派遣に対する報酬はあるのか	設置運営要綱には「等」と記載されており、里親経験者でないといけない訳ではありません。ただし、里親家庭に入って活動するため、児童福祉や里親制度に理解があることが条件になると考えます。派遣に対する報酬は、本市が支弁する措置費の中でご対応ください。
20	緊急時の一時保護委託など、今後の児童相談所の里親支援センター等に対応する専任の係やチームの設置などについては、24時間365日対応と考えてよいか	里親支援センターにおける「緊急時の一時保護委託」がどのような事態を想定しているのか不明ですが、緊急時には児童虐待ホットラインが窓口となり、必要に応じてこども相談センターの担当者に連絡が入り、担当者から里親支援センターに連絡することになります。
21	大阪市の場合、自立支援計画は児童相談所が策定・定期的な見直しを行うのか	自立支援計画は、里親支援センターが策定・見直しを行うことになります。（現在は、フォスタリング機関が実施しています）
22	里親支援センター等は、里親等の実親への対応に関し、こども、実親及び里親等それぞれの立場から状況を把握し、必要に応じて調整を行うとあるが、緊急時（休日・夜間等、児童相談所が対応されない場合）の判断は、里親支援センターが行ってもよいのか、それとも児童相談所の判断を待つのか	本市では、原則として里親が直接実親に対応することはありません。緊急の場合は、児童虐待ホットラインへ連絡してください。

大阪市里親支援センター運営事業者募集における質問回答

No	質問	回答
23	自立支援について、同じ里親等から既に委託解除されたこどもに対しても里親支援センターとして自立支援に関わっていくのか	お見込のとおりです。(現在は、フォスタリング機関が実施しています)
24	○実施場所および設備について 児童福祉施設に附置していない場合においても、法人内の他施設の設備を使用することは可能ですか。(レスパイトケアの実施や心理療法室など)	里親支援センターの事業運営に支障が無ければ問題ありません。
25	○費用について 令和7年度以降に使用するチラシ、ポスターの作成代金は含まれますか。	事業運営に当たり必要となる事務経費は本市が支弁する措置費の中でご対応ください。
26	○費用について センター開設に向けて上限800万の補助金について開設までに申請が必要なのか期間が定められているのか知りたい。	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金については、申請後環境改善に取り組んでいただき、実績報告までを申請年度内に完結する必要があります。開設までに着手したい場合は、着手前に補助金申請が必要ですが、開設後に備品等を購入したい場合は、開設後に購入作業に着手される前に申請が必要です。
27	○費用について 賃貸物件の賃料等の上限はありますか。	里親支援センターの実施のために、物件を賃貸する場合は当該物件借り上げに要する経費を賃借費加算として措置費で支弁します。 上限については、設置場所の周辺相場を勘案した上決定することとなるため、設置の検討段階から相談を行ってください。
28	○心理療法担当職員について 加配等の要件に記載の心理療法とは、対象児童を養育する里親への助言や訪問時の対象児童との面談等も含まれますか	お見込みのとおりです。
29	○自立支援担当職員加算について 加算要件に書かれているアフターケア対象者には措置解除前の委託児童は含まれていますか。	お見込みのとおりです。
30	○休日夜間支援体制事業 (イ)の開所時間外の連絡体制を整える方法についてですが、緊急に電話を里親等支援員につなぐ対応を外部に委託することも可能。と書かれていますが、外部委託ではなく法人内の他の施設において支援員につなぐ対応を行うことは可能ですか。	措置費加算の要件となる職員の加配については、常勤(又は常勤的非常勤)の配置が必要です。 休日・夜間支援体制強化による職員を配置したうえで、里親支援センター休業時間における対応を同じ法人内の別職員に委託することは可能です。
31	○センター長の役割の兼任はせずに施設長同様の役割で支援に係ることはしない事が前提なのでしょうか。そうなると求められている支援を、リクルーター、支援員、トレーナーそれぞれが各1名と自立では業務の遂行は難しく感じますが、それ以外の職員配置についてはあくまでも加算申請をしないと措置費等の対象にならないのでしょうか。	配置が求められている職員については、その役割を果たす職員の配置を求めるものですが、業務内容については相互に共管したり応援を行うことも想定しています。 措置費の加算は加算申請に基づき行うため、加算申請を行わずに職員を配置しても措置費の加算は行われません。